



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定（森林管理課）…………… 1
- 民有保安林の指定の通知に係る相手方所在不分明等の要旨（森林管理課）…………… 1

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 2

教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

告 示

沖縄県告示第293号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 中頭郡西原町字小橋川宇津尾349番・351番・352番・383番・384番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、350番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第294号

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、令和8年沖縄県告示第293号で告示した民有保安林の指定について、同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定により通知すべき相手方に所在が不分明の者がいるため、西原町役場の掲示場に通文を掲示した。その要旨は、次のとおりである。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 所在が不分明な相手方 宮城カメ、佐敷興全、大城キヨ子、佐敷興勇、蔵当初子、喜久里正健、西表直廣、安谷屋宗勝、山城勉、比嘉良喜、真栄城滋、志良堂清孝、上江洲信子、宇座信順、山城朝安及び喜納育江
- 2 指定保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件 令和8年沖縄県告示第293号のとおり

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年7月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年6月21日 沖縄県指令土第517号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字武富後原212番19
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城197番地3 サンヒルズ大地205号室 大城哲幸
- 5 検査済証番号 令和8年7月21日 第5058号
- 6 工事完了年月日 令和8年6月21日

教育委員会事項

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月31日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第7号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第88号）による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「令和8年改正前の政令」という。）」に改め、同項第4号ア中「政令」を「令和8年改正前の政令」に改める。

第4条第1号中「法第3条第2項第3号」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）による改正前の法第3条第2項第3号」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 2 定時制課程又は通信制課程に在学する者であって、免除又は減額を申請する年度における履修科目の単位数が30を超えるものの授業料等を免除し、又は減額する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、条例第2条の規定により納付すべき履修科目30単位に係る授業料等の全額又は半額とする。

第6条第1項第1号中「政令」を「令和8年改正前の政令」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条、第7条関係）

授 業 料 等 減 免 申 請 書

年 月 日

〇〇高等学校長 殿

下記の理由により授業料等の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

現 住 所

1 本 人	課 程 等	課 程 科 学 年 組		
	氏 名		生 年 月 日	
	連 絡 先			
2 保 護 者 等	現 住 所			
	氏 名		生 年 月 日	
	連 絡 先			
	職 業（勤務先）		生 徒 と の 関 係	
3 減 免 希 望 の 理 由 (具体的に)				

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号ア、第 4 条第 1 号並びに第 6 条第 1 項第 1 号の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 8 号

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

（沖縄県立高等学校管理規則の一部改正）

第 1 条 沖縄県立高等学校管理規則（平成 12 年沖縄県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 沖縄県立真和志高等学校の項中 「普通科
みらい福祉課」 を 「みらい福祉課
総合学科」 に改める。

（沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正）

第 2 条 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成 16 年沖縄県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「真和志高等学校普通科クリエイティブアーツコース、」を削る。

別表第 1 中頭学区の項中「嘉手納高等学校」を削り、同表那覇学区の項を次のように改める。

那覇学区	西原高等学校 浦添高等学校 那覇国際高等学校 首里高等学校 首里東高等学校 那覇高等学校	西原町、浦添市、那覇市	西原高等学校の通学区域に中城村及び宜野湾市立嘉数中学校区域を加える。 首里及び首里東高等学校の通学区域に南風原町を加える。 那覇、小禄及び那覇西高等学校の通学区域に豊見城市を加える。
------	---	-------------	---

小禄高等学校 那覇西高等学校	
-------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条（別表第 1 中頭学区の項の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 沖縄県立真和志高等学校の普通科は、改正後の沖縄県立高等学校管理規則別表第 1 の規定にかかわらず、令和 11 年 3 月 31 日までの間、なお存続するものとする。
- 3 前項の規定により、なお存続するものとされる沖縄県立真和志高等学校の普通科の通学区域については、なお従前の例による。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社 〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4 丁目 288 番地
--	---